

(2) せとみ

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:1t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの (ナギナタガヤ・ライ麦等による草生栽培を含む)		
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 21.3kg/10a以下	30.3kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 天然物質由来農薬利用技術 ④ 光利用技術 ⑤ 被覆栽培技術(雨よけ、防虫網資材等) ⑥ マルチ栽培技術	化学農薬使用回数(成分数) 17回以下	23回

【その他留意事項】

- 罹病枝、枯枝の除去及び樹冠内への日光の透過、通風をよくする剪定を行う。窒素過剰による枝葉の充実不良等で罹病性が高まらないように努める。